

特定生産緑地の指定について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>平成27年に都市農業振興基本法を制定し、平成28年5月に策定された「都市農業振興基本計画」において、都市農地の位置づけをこれまでの「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へと転換した。</p> <p>平成29年6月に「生産緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、新たに特定生産緑地制度が創設された。</p> <p>特定生産緑地は、生産緑地の指定告示から30年を迎える日より前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度である。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。</p> <p>また、特定生産緑地の指定にあたっては、生産緑地法第10条の2第3項において、都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されている。</p> <p>区は、農地保全の観点から、本制度を適切に活用し、税制優遇等が継続される特定生産緑地について、所有者の意向等を確認し指定を進めているものである。</p>	<p>○都市農業振興基本法 平成27年4月22日施行</p> <p>○都市農業振興基本計画 平成28年5月策定</p> <p>○生産緑地法 平成29年6月15日施行</p>
<p>2 変更内容</p>	<p>生産緑地指定 平成4（1992）年11月10日 生産緑地期限 令和4（2022）年11月10日 特定生産緑地期限 令和14（2032）年11月10日 <u>11地区 面積 約1.81ha</u></p> <p>生産緑地指定 平成5（1993）年11月10日 生産緑地期限 令和5（2023）年11月10日 特定生産緑地期限 令和15（2033）年11月10日 <u>2地区 面積 約0.13ha</u> <u>合計13地区 面積 約1.94ha</u></p>	
<p>3 今後の予定</p>	<p>令和4年4月 指定の公示 令和4年4月 農地等利害関係人へ通知</p>	